

事務連絡
平成25年12月27日

日本一般用医薬品連合会 御中

厚生労働省医薬食品局総務課

薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の
施行について

今般、別添写しのとおり、各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長あて
通知したのでお知らせいたします。



薬食発 1227 第 3 号
平成 25 年 12 月 27 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特 別 区 長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の
施行について

現在、薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 10 号。以下「改正省令」という。）附則第 23 条から第 31 条までの規定に基づき、薬局開設者又は店舗販売業者は、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、第二類医薬品又は薬局製造販売医薬品（以下「第二類医薬品等」という。）の郵便等販売を行うこととされており、その期限は平成 25 年 12 月 31 日までとされている。

- ① 薬局又は店舗が存在しない離島に居住する者に対して郵便等販売を行う場合
- ② 改正省令の施行前に購入等した第二類医薬品等と同一の医薬品を改正省令の施行時に継続して使用していると認められる者に対して、当該医薬品と同一の医薬品の郵便等販売を行う場合

今般、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 103 号。以下「改正法」という。）が本年 12 月 5 日に成立し、12 月 13 日に公布されたところであり、施行後の改正法に基づき、一般用医薬品について新たに郵便等販売のルール等が定められることとなった。

このため、改正省令附則で定められている期限を、改正法の施行日の前日まで延長することとし、本日、これを内容とする「薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成 25 年厚生労働省令第 140 号）が公布・施行されたところである。

については、その改正内容について御了知の上、貴管下関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

- 人事院規則九一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（同九一七一三六）

○人事院規則九一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則（同九一二三一四）

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（國家公安委一六）

〔告 示〕

〔復興庁令〕

○東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する令（復興庁五）

〔省 令〕

○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務六六）

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令（同六七）

○移植用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則（厚生労働一三八）

○移植に用いる臍帯血の品質の確保のための基準に関する省令（同一三九）

○薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同一四〇）

○船舶区画規程等の一部を改正する省令（国土交通一〇二）

〔規 則〕

官厅報告

官序事項

- 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（同三九四）
- 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（同三九五）
- 平成二十六年度のてん菜及びさとう

関東地方整備局公示(関東地方整備局)

資料

国庫歳入歳出状況（平成二十五年度平成二十五年十月分）（財務省）

公告

諸事項

官序

裁判所	基本演量關係事項關係
破產、免責關係	
特殊法人等	

社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・分離解除三種代理業務の付記

消一級争解決手続代理業務の付託
型式住宅部分等製造者の認証、東日本高速道路株式会社料金の頂及び徵

収期間の変更・工事開始、中日本高

速道路株式会社工事区間変更、日本弁護士連合会（少年・刑事財政基金

のための特別会費徴収の件中一部改
正・法律援助基金のための特別会費

徴収の件中一部改正・会則中一部改正・育児期間中の会費免除に関する

規程制定・外國特別會員基本規程由 一郎政王・会則中一郎政王・外國特

一部改正・会則中一部改正・外員特別
別會員基本規程中一部改正・弁護士
法人規程中一部改正・弁護士名簿の

登録料納付の免除等に関する規程中

一部改正・会則中一部改正・外國特別會員基本規程中一部改正) 関係

○厚生労働省令第百四十九号

薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）第九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十六条の五並びに第三十六条の六第二項及び第三項の規定に基づき、薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

厚生労働大臣 田村 壽久

薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）の一部を次のように

改正する。
附則第二十三条第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二百三号）の施行の日の前日」に改め、同条第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日」に改める。
附則第二十四条第一項、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条から第三十一条までの規定中、「平成二十五年十二月三十一日」を「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。

附
則